

大分県報

令和六年
号外（二五）
三月二十九日

（金曜日）

目次

議会規則

大分県議会議事規則の一部改正……………一

県議会議長告示

大分県議会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正……………二

大分県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正……………三

大分県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の制定……………四

大分県議会委員会条例に係る情報通信の技術の活用に関する規程の制定……………五

議会訓令

大分県議会議務局規程の一部改正……………六

○議会規則

大分県議会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県議会議長 元 吉 俊 博

大分県議会議事規則第一号

大分県議会議事規則の一部を改正する規則

大分県議会議事規則（昭和四十年大分県議会議事規則第一号）の一部を次のように改正する。
第三十一条に次の一項を加える。

4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による決定の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

第六十四条中「場所」の下に「（大分県議会議事委員会条例（昭和四十年大分県条例第十号）

第十二条の二第三項の規定により全ての委員がオンラインによって委員会に出席する場合にあつては、その旨」を加える。

第百四条の次に次の一条を加える。

（資格決定の通知）

第百四条の二 法第百二十七条第三項において準用する法第百十八条第六項の規定による決定の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

第十八章中第百二十六条の前に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第百二十五条の二 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物

（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず

令和六年三月二十九日

大分県報号外（議会規則）

ず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第二百二十五条の三 この規則の規定（第二十八条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○県議会議長告示

大分県議会議長告示第一号

大分県議会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県議会議長告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県議会議長 元 吉 俊 博

第六条を次のように改める。

（公文書の公開の実施方法）

第六条 条例第十三条第一項の実施機関が定める方法は、電磁的記録を用紙に出力したものを

の閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、議長が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複製したものの交付又は電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公開請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供とすることができる。

第一号様式中

1 文書及び図画 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	2 録音テープ及びビデオテープ <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> テープに複製したものの交付	3 その他の電磁的記録 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク等に複製したものの交付
---	--	---

- 閲覧・視聴
- 用紙に複写し、又は出力したものの写しの交付
- 電磁的記録媒体に複写したものの交付

に改め、同様式の

注2中「電磁的記録」を「公開の実施の方法」に、「事情」を「事情等」に改める。

第二号様式中「時 分」を「時 分 秒」に改め、同様式の注1中「公文書」を「情報センサー又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

第三号様式中「時 分」を「時 分 秒」に改め、同様式の注3中「公文書」を「情報センサー又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注4を削り、注5を注4とする。

定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 電子証明書 申請等を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

三 識別符号 利用者識別のための符号をいう。

四 暗証符号 利用者情報の機密保持のため、利用者自身で管理する符号をいう。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 条例第三条第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、次に掲げる事項を、議長の定めるところにより、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が第二号に掲げる事項を入力することに代えて、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一 議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項
二 当該申請等を書面等により行う場合において条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 前項ただし書の規定により書面等を提出する場合は、申請等を行った後速やかに、当該書面等を提出しなければならない。

3 第一項の規定により申請等を行う者は、あらかじめ申請等を行う者の氏名又は名称、識別符号、暗証符号その他必要な事項を登録しなければならない。

4 電子情報処理組織を使用して申請等（議長が電子署名を要することとしているものに限

る。）を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（議会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則 平成十三年法 務 省令第二号 第四

条第一号に規定する電子証明書 総 務 省 経済産業省

四 前三号に掲げるもののほか、別に議長が指定する電子証明書

5 議会等は、第一項の規定により申請等を行う者が同項第二号に規定する書面等のうち議長が定めるものに記載されている事項を入力する場合は、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において当該書面等を提出させることができる。

6 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）
第五条 条例第三条第五項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと議長が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）
第六条 条例第四条第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第七条 議会等は、条例第四条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対し処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めたときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の場合のほか、議会等は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを求めた場合は、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 議会等は、前二項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に関する条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録するものとする。

4 議会等は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから二十四時間以内に当該処分通知等を記録しない場合その他議長が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第八条 条例第四条第一項ただし書に規定する議長が定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第六条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の議長が定めるところによる届出

(処分通知等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第九条 条例第四条第五項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると議長が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものと議長が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第十条 議会等は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、インターネットを利用する方法、議会の事務局に備え置く電子

計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を出力した書面を縦覧する方法によるものとする。

(電磁的記録による作成等)

第十一条 議会等は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法によるものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第十二条 条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、第四条第一項各号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第四項各号に掲げるもののいずれかと併せてこれを送信すること又は同条第三項に規定する識別符号及び暗証符号を入力することとする。

2 条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、第七条第三項に規定する情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録することとする。

3 条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を付することとする。

(その他の手続等)

第十三条 議会等に係る手続等(条例第三条から第八条までの規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定の例による。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

大分県議会議長告示第四号

大分県議会委員会条例に係る情報通信の技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

大分県議会議長 元 吉 俊 博

大分県議会委員会条例に係る情報通信の技術の活用に関する規程

令和六年三月二十九日

大分県報号外(議長告示)

五

（趣旨）

第一条 この規程は、大分県議会委員会条例（昭和四十年大分県条例第十号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の規定により行う通知及び文書の作成並びにこれらの保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規程において「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名
- 二 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- 三 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

（電磁的記録による記録の作成）

第三条 条例第二十七条第三項の規定により電磁的記録により記録の作成を行うときは、当該作成を文書等（大分県議会会議規則（昭和四十年大分県議会規則第一号。以下「会議規則」という。）第百二十五条の二第一項に規定する文書等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行うものとする。

（氏名を明らかにする措置）

第四条 条例第二十七条第三項の氏名を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名とする。

（雑則）

第五条 条例の規定により通知（条例第二十二條第一項の規定によるものを除く。）及び作成（条例第二十七條第一項の規定によるものを除く。）並びにこれらの保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、条例に特別の定めがある場合を除くほか、会議規則第百二十五条の二及び第百二十五条の三の規定の例による。

第六条 この規程に定めるもののほか、条例の規定により行う通知及び文書の作成並びにこ

これらの保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

○議 会 訓 令

大分県議会訓令第一号

議会事務局

大分県議会事務局規程（平成十三年大分県議会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県議会議長 元 吉 俊 博

第四条の表の主幹の項の次に次のように加える。

副主幹（総括）

必要な班

上司の命を受け、班の所掌事務を処理し、総括・調整する。

第四条の表の副主幹の項の次に次のように加える。

主査（総括）

必要な班

上司の命を受け、班の所掌事務を処理し、総括・調整する。

第四条の表の主査の項の次に次のように加える。

専門幹

必要な班

上司の命を受け、班の事務を処理する。

別表中「第十二条」を「第八条」に改める。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

（大分県議会事務局専決規程の一部改正）

2 大分県議会事務局専決規程（平成十三年大分県議会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「及び主幹（総括）」を「主幹（総括）、副主幹（総括）及び主査（総括）」に改める。